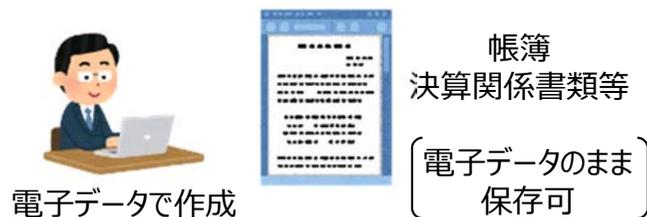


① 自己が電子的に作成した帳簿や書類*

*決算関係書類や、取引先へ書面で交付した請求書・領収書の控え等

⇒ 電子データのまま保存できます（電子帳簿等保存）

- 書面を前提とした各税法による保存義務について、見読可能装置の備付け等の最低限の要件を充足すれば、原本である電子データをもって保存義務を履行できます。この場合、帳簿等の印刷は不要です。



② 取引先から書面で受領した請求書・領収書 取引先へ 書面で交付した請求書・領収書の控え等

⇒ 電子データ化して保存できます（スキャナ保存）

- 書面を前提とした各税法による保存義務について、一定の要件を充足すれば、スマホやスキャナ等で読み取った電子データをもって保存義務を履行できます。この場合、原本である書面を廃棄できます。
- なお、本制度を利用せず、書面のまま保存することも可能です。



③ 取引先から電子データで受領した請求書・領収書 取引先へ 電子データで交付した請求書・領収書の控え等

⇒ 電子取引に該当し、電子データのまま保存が必要です

- 電子帳簿保存法において、申告所得税・法人税に係る保存義務者は、電子取引（請求書・領収書等の授受を電子データで行う取引をいいます。）を行った場合の電子データ（原本）の保存義務が定められています。なお、電子データを印刷する行為自体を禁止するものではありません。
- 令和3年までは、電子データを印刷した書面をもって保存義務を履行可能でしたが、令和4年以後に行う電子取引については電子データの保存が必要となります。ただし、令和5年末までの宥恕措置として、やむを得ない事情がある場合、引き続き印刷した書面による保存が可能となりました。（次ページ参照）

